

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1062 216 1460 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="587 720 985 821">業務規程</p> <p data-bbox="483 1436 1086 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 216 2855 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 720 2380 821">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1436 2481 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  <u>令和 年 月 日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。</p> <p>二～四十四 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。</p> <p>二～四十四 (略)</p>
<p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号の規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。</p>	<p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号又は第2号ア若しくはウの規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。</p>
<p>(広域系統長期方針の策定)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統長期方針を策定するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 総合資源エネルギー調査会令（平成12年6月7日政令第293号）に基づく審議会等における審議</p> <p>三～六 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(広域系統長期方針の策定)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統長期方針を策定するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 総合資源エネルギー調査会令（平成12年政令第293号）に基づく審議会等における審議</p> <p>三～六 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(広域系統長期方針の記載事項)</p> <p>第48条の2 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 広域連系系統の整備に関する基本的な考え方</p> <p>ア 全国の将来の電気の需給に関する事項</p> <p>イ 全国の将来の広域連系系統のあり方に関する事項</p> <p>二 広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項</p> <p>ア 前号アの検討に際しての留意事項</p> <p>(ア) 前年度までの電気の需給の状況</p> <p>(イ) 社会的又は経済的事項の変化を踏まえた電気の需給の見通し</p> <p>(ウ) 一般送配電事業者たる会員の供給区域の特性</p> <p>イ 前号イの検討に際しての留意事項</p> <p>(ア) 広域的な電力取引の環境整備の見通し</p> <p>(イ) 大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度</p> <p>(ウ) 一般送配電事業者たる会員の供給区域の特性</p> <p>(エ) 流通設備の経年情報、技術開発の進展その他の技術的情報</p> <p>三 その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項</p>
<p>(広域系統長期方針の見直し)</p> <p>第49条 本機関は、策定又は見直し後5年ごとに、前条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。</p> <p>2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。</p>	<p>(広域系統長期方針の見直し)</p> <p>第49条 本機関は、策定又は見直し後5年ごとに、第48条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。</p> <p>2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>一 エネルギー政策基本法（平成14年6月14日法律第71号）に基づくエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づくエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>(計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。</p> <p>一 本機関が、次のア又はイの<u>観点に基づく、送配電等業務指針で定める検討開始要件に該当すると認めた場合</u></p> <p>ア <u>安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、一般送配電事業者たる会員の供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点</u></p> <p>イ <u>広域的取引の環境整備 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点</u></p> <p>二 <u>電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合</u></p> <p>ア <u>安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点</u></p> <p>イ <u>広域的取引の環境整備 個別の広域的な電力取引に起因する広域連系系統の混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点</u></p> <p>ウ <u>電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点</u></p> <p>三 <u>国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合</u></p>	<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 本機関は、次の各号のいずれかの<u>検討開始要件</u>に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。</p> <p>一 本機関が、次のア又はイの<u>いずれかの要件に該当し、電気の安定供給の確保のため必要と認める場合</u></p> <p>ア <u>複数の発電機の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）が発生した場合</u></p> <p>イ <u>発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、大規模停電等が懸念され電気の安定供給を確保する必要がある場合</u></p> <p>二 <u>本機関が、次のアからウまでのいずれかの要件に該当し、広域的な電力取引の環境の整備が必要と認める場合</u></p> <p>ア <u>将来の電源の開発動向を基に広域連系系統の混雑を把握し、その系統の混雑を緩和することによる社会的な便益及び系統整備に要する費用を評価し、便益が費用を上回ることが見込まれる場合</u></p> <p>イ <u>次条第1項の評価の結果、アの要件に相当する場合</u></p> <p>ウ <u>その他広域連系系統の整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、広域系統整備を検討すべき合理性がある場合</u></p> <p>(削る)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価</u>)</p> <p>第51条の2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより電気供給事業者から広域連系系統を強化しよう申出があった場合には、その強化を検討する必要性について、次の各号に掲げる事項を確認した上で、前条第2号アに規定する要件に相当する評価を行う。</p> <p>一 <u>申出を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限量</u></p> <p>二 <u>計画策定プロセスにより既に検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件において、申出のあった広域連系系統の強化の計画がないこと</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項第1号の確認に際し、災害による流通設備の故障、流通設備の作業停止その他申出を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限が生じた期間に偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を除外するものとする。</u></p> <p>3 <u>本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を書面で通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>本機関は、電気供給事業者からの申出があった場合は、第1項の評価結果を取りまとめ、設備形成に係る委員会に報告する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>一般送配電事業者たる会員の提起による計画策定プロセスの開始</u>)</p> <p>第51条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、大規模災害等により、複数の発電機の計画</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、第51条第1号のいずれかの検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。</u>
(新設)	<u>(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始)</u> 第51条の4 <u>本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合には、計画策定プロセスを開始する。</u>
(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認) 第52条 (略) 2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、 <u>前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。</u>	(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認) 第52条 (略) 2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、 <u>第51条及び第51条の3の規定にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。</u>
(計画策定プロセスを開始しない場合の通知) 第53条 本機関は、 <u>電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。</u>	(計画策定プロセスを開始しない場合の通知) 第53条 本機関は、 <u>一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第51条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。</u>
(計画策定プロセスの進め方の決定) 第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、 <u>計画策定プロセスの進め方を決定する。</u> (新設)  (新設)  2 計画策定プロセスの標準検討期間は <u>送配電等業務指針に定める。</u> (新設)  (新設) (新設)  (新設)	(計画策定プロセスの進め方の決定) 第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、 <u>次の各号に掲げる事項を確認の上、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。</u> 二 <u>他の案件との照合確認</u> ア <u>過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件（以下「新規検討案件」という。）と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件（ただし、広域系統整備計画の策定に至らなかった案件に限る。）との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度</u> イ <u>検討中又は検討予定の案件との照合確認 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性</u> 二 <u>計画策定プロセスの継続の必要性 前号ア及びイの確認結果その他計画策定プロセスを継続する必要性に関する事項</u> 三 <u>検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から第60条の規定による広域系統整備計画の策定までの期間</u> 2 計画策定プロセスの標準検討期間は、 <u>次の各号に掲げる期間とする。</u> 一 <u>流通設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）及びこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）の募集を行う場合 18か月</u> 二 <u>実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月</u> 3 <u>本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、第55条第1項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に書面で通知する。</u> 4 <u>本機関は、第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場</u>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
	<p>合において、その理由が、検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討を行うことが適当であると認めたことであるときは、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。</p>
<p>（基本要件及び受益者の決定）</p> <p>第56条 本機関は、<u>計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、設備形成に係る委員会の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）の範囲を決定する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（基本要件及び受益者の範囲の決定）</p> <p>第56条 本機関は、<u>第54条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要があると判断した場合には、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして利益がある者（以下「受益者」という。）の検討に当たり、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。</u></p> <p>一 <u>広域系統整備に代わる代替的な方策（電源の新增設、既設電源の供給力の増加等）</u></p> <p>二 <u>広域系統整備に要する費用</u></p> <p>三 <u>広域系統整備による電気の安定供給に与える影響</u></p> <p>四 <u>広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度</u></p> <p>五 <u>広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度</u></p> <p>六 <u>その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要があると判断した場合には、次の各号に掲げる事項を考慮の上、設備形成に係る委員会の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定する。</u></p> <p>一 <u>検討提起者の意見（第51条の3の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）</u></p> <p>二 <u>国の要請の内容（第51条の4の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）</u></p> <p>三 <u>関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見</u></p> <p>3 <u>広域系統整備の基本要件の記載事項は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>増強の目的及び期待される効果</u></p> <p>二 <u>必要な増強容量</u></p> <p>三 <u>広域系統整備が必要となる時期</u></p> <p>四 <u>広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等）</u></p> <p>五 <u>概算工事費から試算した特定負担額の見通し</u></p> <p>六 <u>今後のスケジュール</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（実施案等の募集の要否の決定）</p> <p>第56条の2 本機関は、<u>広域系統整備の基本要件を決定する際に、設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（実施案等の募集の実施）</p> <p>第56条の3 本機関は、<u>前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</u></p> <p>一 <u>実施案募集の公表</u>  <u>本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。</u></p> <p>二 <u>公募要綱の策定・公表</u>  <u>本機関は、第56条の規定により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、第5条第2項の規定により、公表する内容を検討する</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>ものとする。</u></p> <p>三 <u>応募意思の確認</u> 本機関は、<u>実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出を受ける。</u></p> <p>四 <u>応募資格の審査</u> 本機関は、<u>前号の規定により応募意思を表明した事業者について、送配電等業務指針に定める応募資格者に該当することその他公募要綱で定める応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）であることを確認する。</u></p> <p>五 <u>説明会の開催</u> 本機関は、<u>必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要綱の説明会を開催する。</u></p> <p>六 <u>応募に必要な情報の提供</u> 本機関は、<u>有資格事業者から、実施案の作成のために情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格事業者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格事業者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。</u></p> <p>七 <u>実施案の受領</u> 本機関は、<u>第 2 号の公募要綱に記載した提出期限までに有資格事業者から実施案の提出を受け</u> <u>る。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項第 3 号に規定する応募意思を有する事業者がいない場合、前項第 4 号の規定による有資格事業者がいない場合及び前項第 7 号の規定による実施案の提出がない場合には、実施案の募集を取り止める。</u></p> <p>3 <u>本機関は、前項の規定により実施案の募集を取り止めた場合には、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持し、及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者たる会員の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して、実施案の提出を求める。</u></p>
(新設)	<p><u>(実施案の募集を行わない場合の手続)</u></p> <p>第 5 6 条の 4 <u>本機関は、既設設備の増強が適当であると認める場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないとき、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ実施案の提出を求める会員を決定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。</u></p>
<p><u>(電気供給事業者の募集手続)</u></p> <p>第 5 7 条 <u>本機関は、前条の検討に際し、必要と認める場合は、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。</u></p> <p>2 <u>本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討を行う。</u></p>	<p>第 5 7 条 <u>削除</u></p>
<p><u>(実施案の募集及び決定)</u></p> <p>第 5 8 条 <u>本機関は、広域系統整備の基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案(以下「実施案」という。)並びにこれを実施する事業者(以下「事業実施主体」という。)を募集する。</u></p>	<p><u>(実施案及び事業実施主体の決定)</u></p> <p>第 5 8 条 <u>本機関は、第 5 6 条の 3 又は第 5 6 条の 4 の規定により提出された実施案について、設備形成に係る委員会において、次の各号に掲げる事項について総合的に評価を行い、実施案及び事業実施主体を決定する。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>本機関は、前各項の規定により提出された実施案について、設備形成に係る委員会において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>一 <u>公募要綱等への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、送配電等業務指針に定める電力系統性能基準の充足性、法令又は政省令への適合性等</u></p> <p>二 <u>経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等</u></p> <p>三 <u>系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生時のリスク等</u></p> <p>四 <u>対策の効果 安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等</u></p> <p>五 <u>事業実現性 事業者の流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等</u></p> <p>六 <u>事業継続性 事業者の財務的健全性、事業者の流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等</u></p> <p>七 <u>その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項</u></p> <p>2 <u>本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>本機関は、前項の協議による場合を除き、実施案の応募者が実施案の内容を修正することを認めない。ただし、実施案を改善する場合であって、設備形成に係る委員会において認められたときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>本機関は、実施案の内容に事業実施主体以外の他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他者設備」という。）の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。</u></p> <p>一 <u>既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性</u></p> <p>二 <u>既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用（既設の電力設備の増強・改造等を含む場合に限る。）の妥当性</u></p> <p>三 <u>既設の電力設備の維持・運用への影響の有無（影響が有る場合はその対策）</u></p>
<p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p> <p>第59条 <u>本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等を決定する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条の規定により決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等を決定する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p> <p>第59条 <u>本機関は、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、受益者が受益の程度に応じて広域系統整備に要する費用を負担することを原則として、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等の案を算出する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条の規定により決定した受益者の範囲以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等の案を算出する。</u></p> <p>3 <u>本機関は、前2項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、設備形成に係る委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求める。</u></p> <p>4 <u>本機関は、設備形成に係る委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合等の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。</u></p> <p>5 <u>本機関は、前項の規定において通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から書</u></p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>面による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。</u>
(新設)	(費用負担割合等の検討結果に不服がある場合) <u>第59条の2 本機関は、前条第4項の規定により通知を行った費用負担候補者から費用負担割合等の再検討の要請を受けた場合、設備形成に係る委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、前条の規定に準じて再検討を行い、その結果を通知する。</u>
(新設)	(計画策定プロセスの延長時の扱い) <u>第59条の3 本機関は、計画策定プロセスの進め方にて定めたスケジュールの期日までに広域系統整備計画の策定ができない場合は、当該スケジュールの期日までに、新たなスケジュールを決定するとともに、中間報告を作成し、新たなスケジュール及び中間報告を公表する。</u> <u>2 本機関は、第51条の3の規定による検討提起者又は第51条の4の規定による検討を要請した者及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。</u>
(広域系統整備計画の策定) 第60条 本機関は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。 (新設)	(広域系統整備計画の策定) 第60条 本機関は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合等に基づき、広域系統整備計画を策定する。 <u>2 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。</u> <u>一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容</u> <u>二 整備又は更新をしようとする流通設備</u> <u>三 流通設備の整備又は更新の方法</u> <u>四 工事費の概算額、運転維持費の概算額並びに費用負担の負担割合等及びその考え方</u> <u>五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期</u> <u>六 事業実施主体</u> <u>七 その他広域連系系統の整備に関する事項</u>
(計画策定プロセスの終了) 第61条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合 <u>その他送配電等業務指針に定めるときは、計画策定プロセスを終了する。</u> (新設) (新設)  (新設) (新設)  (新設)  (新設)	(計画策定プロセスの終了) 第61条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合 <u>又は次の各号に掲げる場合は、計画策定プロセスを終了する。</u> <u>一 第54条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合</u> <u>二 第56条第1項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合</u> <u>三 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合</u> <u>四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合</u> <u>2 本機関は、前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第56条から前条までの規定に準じて、計画策定プロセスを継続する。</u> <u>3 本機関は、第1項各号に掲げる場合として計画策定プロセスを終了する場合には、第51条の3の規定による検討提起者又は第51条の4の規定による検討を要請した者及び費用負担候補者の意見を聴取する。</u>
(新設)	第4節 <u>その他</u>  (電力設備の単一故障発生により発電抑制した場合の費用精算に関する妥当性確認) 第64条の4 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、N-1故障(送配電線1回線、変

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障をいう。の発生時に保護継電器による速やかな発電抑制（以下「N－1電制」という。）が行われたことにより、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定めるところによりN－1電制の費用に関する資料の提出を受けた場合は、本機関が別に定める基準により妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の実施に必要と判断したときは、一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員又は関係する電気供給事業者に対して、追加の資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>本機関は、第1項の確認等を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認等の結果を速やかに書面にて回答する。</u></p>
<p>(この章の業務の詳細)</p> <p>第66条 <u>この章の業務の詳細は、この章に定めるほか、送配電等業務指針において定める。</u></p>	<p>第66条 <u>削除</u></p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本機関は、前条の規定による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</u></p> <p>一 <u>系統連系工事に広域連系システムの増強（新設を含む。以下同じ。）工事が含まれる場合 第51条第2号ウの規定により本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</u></p> <p>二 <u>特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス（第75条に定める。以下同じ。）の対象となる可能性がある場合 電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続</u></p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本機関は、前条の規定による接続検討の結果、特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス（第75条に定める。以下同じ。）の対象となる可能性がある場合には、第1項の回答及び説明に加え、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 <u>本機関は、一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</u></p>	<p>第73条 <u>削除</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則（令和 年 月 日）</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 <u>本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第64条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者によるN－1電制の費用精算に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>